

○中能登町の建設工事に係る業務委託における最低制限価格の設定に関する要領

平成28年9月1日

告示第74号

改正 平成29年3月30日告示第33号

(趣旨)

第1条 この要領は、中能登町が発注する建設工事に係る業務委託の契約の締結にあたり、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項(第167条の13の規定により準用する場合を含む。)に規定する最低制限価格の運用について必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 最低制限価格を設定する契約の種類は、別表に掲げる建設工事に係る業務委託で、予定価格が50万円を超え、競争入札により契約を行う委託業務とする。

(最低制限価格の算出方法)

第3条 最低制限価格(消費税及び地方消費税相当額を含む。)は、別表に掲げる業務委託の種別に応じ、設計書等に基づき算出した同表に掲げる額に、消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、その額が、予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とする(地質調査業務にあっては、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じて得た額とする。)

2 前項の規定に関わらず、契約の種類及び内容等により必要と認める場合は、10分の6から10分の8までの範囲内の割合を予定価格に乘じて得た額を最低制限価格とする。

3 町長が特に必要と認める場合は、前項の規定によらず、最低制限価格を定めることができる。

(最低制限価格の周知)

第4条 最低制限価格を設定した場合は、入札に参加しようとする者に対し、当該入札に関し、最低制限価格が設定されていることを周知しなければならない。

(最低価格の公表)

第5条 落札者決定後、設定した最低制限価格を公表することとする。

附 則

この告示は、平成28年10月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う業務委託から適用する。

附 則(平成29年3月30日告示第33号)

この要領は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。

別表(第2条、第3条関係)

業務委託の種別	算定式
建設コンサルタント	直接人件費+直接経費+その他原価×0.9+一般管理費等×0.48
建築(設備)設計	直接人件費+特別経費+技術料等経費×0.6+諸経費×0.6
補償コンサルタント	直接人件費+直接経費+その他原価×0.9+一般管理費等×0.45
測量	直接測量費+測量調査費+諸経費×0.48
地質調査	直接調査費+間接調査費×0.9+解析等調査業務費×0.8+諸経費×0.45
その他	予定価格×0.6